

いじめ防止基本方針

二本松市立杉田小学校

I 基本方針

1 ねらい

いじめ防止対策推進法（以下「法」）に基づき、いじめ防止・根絶に関する基本理念・方針を定め、いじめ防止・根絶に向けて、学校が家庭・地域と連携し一丸となって取り組み、児童の人権・生命・身体を守り、安心して生活を送ることのできる学校環境をつくることをねらいとする。

2 いじめの定義

法第2条で定められているとおり、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ認知の判断

- (1) いじめられた児童の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) SNS上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえて適切に対応すること。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校のいじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

4 いじめの理解

- (1) どの子にも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度もくり返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危機を生じさせる。
- (4) 学級や諸活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）から起こることもあり、「観衆」として面白がったりはやし立てたりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、警察に相談することが必要なものや児童の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるような、警察に通報するようなものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめは人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- (2) いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめの未然防止に取り組む。
- (3) いじめは表面化せず「見えない、見取れない」ものという認識を踏まえ、気になる児童の変化や状況把握に努め、学年会、生徒指導委員会、生徒指導協議会などの場を捉え、全職員で見取り対応するとともに、その状況や対応について記録を残す。

- (4) 道徳の時間の充実を図り、いじめ防止・根絶の核としての道徳教育を全教職員が共通認識し、学校教育全体を通じて指導にあたる。
- (5) 未然防止のためには、児童が互いの人格を尊重し、相手を傷つける言動をとらないことを教えるとともに、心の通うコミュニケーション能力を身に付けさせることが重要であるため、規律正しい態度で授業や学校行事、諸活動に主体的に取り組めるような授業づくり・集団づくりを推進する。
- (6) 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係・校風をつくる。
- (7) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導には細心の注意を払う。
- (8) いじめ根絶に向けて、学校・保護者・地域・関係各機関と連携しながら、早期発見・早期対応にあたる。
- (9) 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、調査および組織については、教育委員会の指導に従う。

II いじめ防止の組織

1 全体構造図

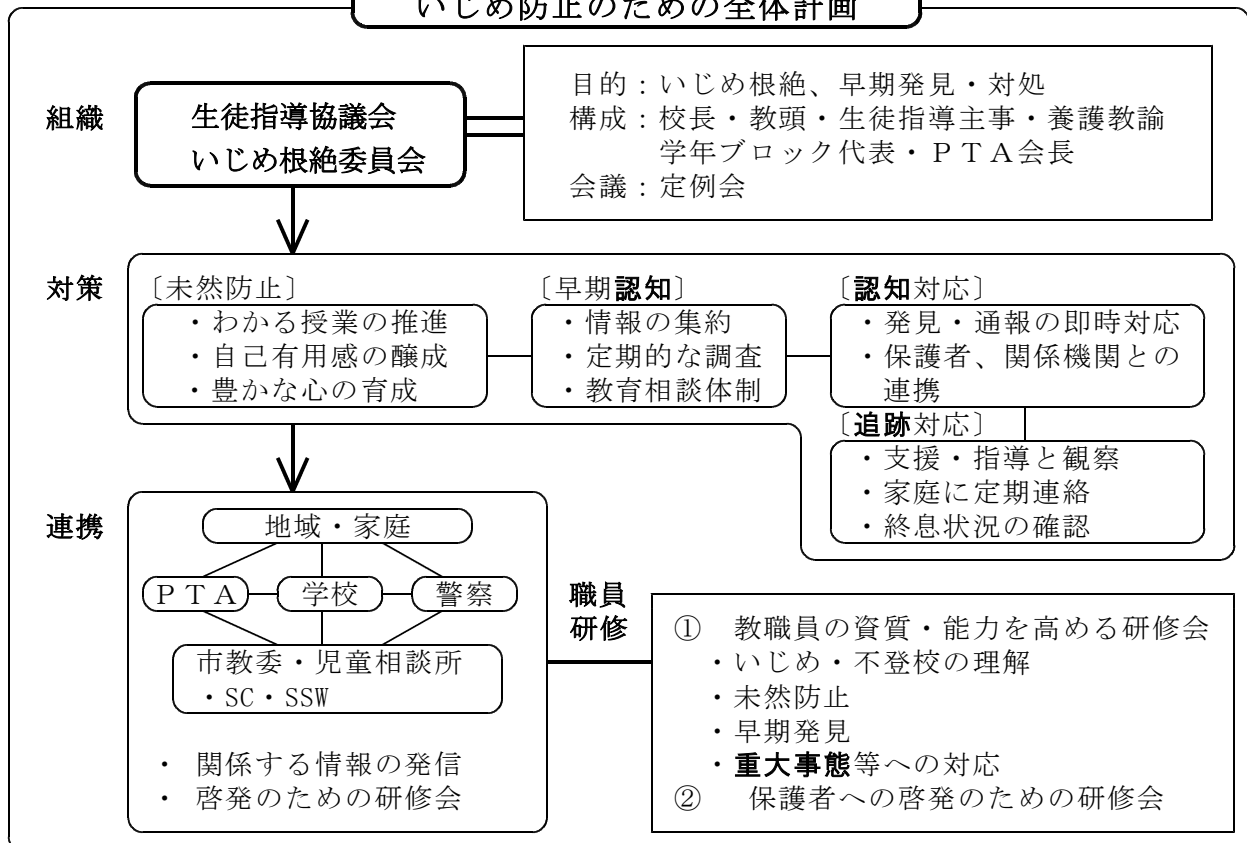
本方針は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

《いじめについての基本的な考え方》

いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、当事者意識を高くもち、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

- いじめはどの児童にも起こりうるということを踏まえ、未然防止に取り組む。
- 被害者とその保護者の立場になって考え、児童を全面的に守り、問題を解決する。

いじめ防止のための全体計画



いじめの認知に係る杉田小学校の対応

いじめの情報をキャッチ(積極的な認知)

担任・発見者 ← 児童児童・保護者・地域・他教職員
生徒指導協議会や学年会等からの情報

1 事実関係の把握・情報収集

- いじめの情報
 - ・ 憶測を入れずに事実のみ
 - ・ 些細なことでも必ず報告

生徒指導主事・管理職 担任・発見者
- 早急な事実関係の把握(担任・関係職員が対応)
 - 担任、関係職員の情報整理
 - ・ 加害児童 被害児童 周囲から 保護者 教職員

学校いじめ根絶委員会

(即座の共有・緊急招集)

2 対応協議

- 早期のいじめ問題への対応(管理職による速やかな開催)
 - いじめ根絶委員会での協議(対応策の確認や検討)
 - ・ 管理職 生徒指導主事 担任 学年主任 養護教諭 S C 等
 - 再調査による事実確認 等
 - 状況説明・方針説明、面談の日時連絡 等
 - ・ 加害児童保護者への連絡(いつ だれが)
 - ・ 被害児童保護者への連絡(いつ だれが)
- いじめ解消に向けた取組(全職員対応)
 - 問題の緊急度や深刻度に応じた対応
 - ・ 校長を中心に指導・援助の方針立案 指導援助体制の構築 共通理解

①すぐに行う対応 ②中・長期的な対応 ③保護者への対応
④関係機関との連携 ⑤経過報告・事後報告
「だれが だれに 何を いつまでに」

- ・ 記録の累積(生徒指導)、事後報告書等の作成(教頭)

報告

相談

3 市教委との連携

- いじめ解消に向けた取組の推進・連携
- 二本松市いじめ問題対策委員会

※ 学校いじめ根絶委員会 定期開催 令和6年3回 随時開催(いじめの認知により)

2 関係法規

- (1) 教育基本法
① 教育の機会均等
第4条 全て国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
 - ② 学校教育
第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
 - ③ 家庭教育
第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- (2) 学校教育法
① 第4章 小学校
第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認めるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
 - 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 3 施設又は設備を損壊する行為
 - 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- (3) いじめ防止対策推進法
① 第1章 総則（定義）
第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校におけるいじめ防止に関わる組織体制

- (1) いじめ根絶委員会
 - いじめ防止に関する措置等を実効的に行うため、管理職・生徒指導主事・養護教諭・学年ブロック代表・PTA会長で委員会を開催する。
 - 構成員全体の会議は、年3回開催を基本とする。必要な際には、この限りではない。
 - 校内の関係者の会議は、随時行う。
- (2) 生徒指導協議会
 - 学習活動並びに生活指導に関わる支援等を実効的に行うため、全職員体制で開催する。
 - 年間計画に基づいた運営を行うとともに、必要に応じて開催する。
- (3) その他
 - 臨時職員打合せ：必要に応じて随時に開催する。
 - 杉田小学校学校運営協議会
・定期開催（学期1回）

4 保護者との連携

- (1) 保護者への啓発活動
 - いじめの未然防止のため、保護者自らが、いじめやSNSとの付き合い方といった、生徒指導の諸課題について考えることができるよう学校・学年通信や懇談会等による啓発を推進する。
- (2) 保護者連絡会
 - いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、受けた児童とその保護者に対する支援や助言を行い積極的に支援する。情報は適切に取り扱い提供する。
- (3) PTA役員会
 - 学校だけの対応とせず、保護者側の意見や情報も参考にして協議を行い連携体制や支援策の手立て等を工夫する。

5 具体的方策

		児童に直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
①いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権・情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物の区別と大切に扱う心の育成 ○SNS、ゲーム等の約束 ○様々な機会を通じての善悪の判断育成 ○地域行事や体験活動への積極的な参加 	
②いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れている児童への声かけ ○アンケート・個別面談による情報収集 ○持ち物等の紛失やいたづらが生じた場合の即時対応と原因追及 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガ等のチェック ○子どもの持ち物の増加や紛失に注視 	
③ いじめの 早期 対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握を行い迅速な初期対応 ○被害が継続しない体制作り（休み時間や登下校時の見回り等） ○いじめの原因・背景等の根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せる。 ○子どもの話を良く聴き事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針の理解と相互の協力体制づくり
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実確認し絶対に許さない態度 ○いじめの原因・背景等の根本的解決 ○関係機関（警察・児童相談所）の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞く ○被害児童・保護者への適切な謝罪対応
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握を行い迅速な初期対応 ○被害が継続しない体制作り（休み時間や登下校時の見回り等） ○いじめの原因・背景等の根本的解決 ○同居者が感染していても本人に症状がない場合は登校してよいことを周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せる。 ○子どもの話を良く聴き事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と相互の協力体制づくり ○児童や近親者に感染が疑われる場合などにおいて、不当な偏見や阻害がある場合は安心して、教師に相談するように働きかける。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実確認し絶対に許さない態度 ○いじめの原因・背景等の根本的解決 ○関係機関（教育相談・診療士）の連携 ○感染症に対する偏見や誤解を是正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞く ○被害児童・保護者への適切な謝罪対応 ○本人ばかりでなく、近親者に感染があった場合などについても、当該児童の学習権の阻害に通じる可能性をはらむ言動を慎む。
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と守る態度の約束 ○聞き取りによる的確な把握と初期対応 ○いじめの原因・背景等の根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せる。 ○子どもの話を良く聴き事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の理解と協力体制
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実確認し絶対に許さない態度で阻止 ○いじめの原因・背景等の根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害児童を守る対応をすることへの理解と問題解決へ向けた学校との協力体制 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞く
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観は加担であり許されない ○いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず正しい行動への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ等に気付いた場合、傍観者にならず学校や保護者に教えることの指導 ○どんな時でも傍観しない強い意志を育成 	
④ 家庭 地域	家庭・PTA	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに早期に気付くための研修会等の実施 ○子どものがんばりを認めたりほめたりする。 ○いけない時に叱ることの日常化の推進 ○父親による子育てへの積極的な参加を推進 		
	地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけ等の依頼 ○近所等で困っている子どもへの積極的な声かけや学校・保護者への連絡 		

Ⅲ いじめ未然防止・早期発見のための取り組み

1 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) 児童一人一人の個性、特性を見取り、それらを生かす学校・学級経営と集団づくり
 - ① 学級活動や児童会活動の中で、児童がいじめ問題を自分のこととして考え「ぼく(わたし)から…いじめをなくす」という意識を高め、自ら活動できる集団づくりに努める。

【具体的な活動例】

- ・ いじめ防止の標語やポスターを製作し掲示する。(杉田地区青少年の主張等への参加)
- ・ あいさつや児童同士の関わりのよさなどを放送により紹介する。(児童会企画委員会)

- ② 児童と教師、児童同士の信頼関係づくりに努め、児童が安心して学び、生活できる居場所づくり、学級づくりに努める。
- ③ 安心して学校生活を送ることができ、認めてもらっているという実感を持てるようにする。学校や学級が安心・安全な場所になり（「居場所づくり」）、全ての児童が活躍でき、認められる機会が提供される（「絆づくり」）をする。
- (2) 生命や人格の尊重、豊かな心を育てより良い生き方を目指す道徳教育・人権教育の充実
 - ① 児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
 - ② 児童一人一人のよさを生かし、育むことができるよう授業改善を行う。特に、道徳科の授業の充実を図り、いじめ根絶に向けて行動しようとする態度を育成する。
- (3) 教職員による望ましい教育環境の整備
 - ① 教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があるということを十分認識する。
 - ② いじめに関する調査（生活実態アンケート）を定期的実施し、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に役立てる。
 - ③ 校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる協働体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心が通い合う学校づくりを推進する。
 - ④ スクールカウンセラー等の積極的な活用を図る。
 - ⑤ 教職員研修の充実、相談体制の整備を行う。

2 いじめの早期発見

- (1) 教職員のいじめに気づく力を高める
 - ① いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかという疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したることなく、いじめの早期発見に努める。
 - ② 児童と向き合い、児童の言葉をきちんと受け止め、共感的に児童の気持ちや行動、価値観を理解しようとするカウンセリングマインドをもつ。
 - ③ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように常にアンテナを高く保つ。また、児童の日常観察や生活日記、Q U結果等から児童の実態を把握する。
 - ④ S Cとの連携を図り、児童が気軽に相談できる環境づくりに努め、自主来談や定期的な相談週間の設定等、相談体制を整備する。
 - ⑤ 年3回のアンケート調査、個別面談を実施して、児童の声に耳を傾ける。
 - ⑥ 家庭訪問・電話等の定期的な連絡をし、保護者との情報を共有する。
 - ⑦ 校内の各種会議等での情報交換を積極的に行う。(学年会、教育相談、生徒指導協議会)
- (2) 保護者や地域と連携し、情報を共有する
 - ① P T Aの行事や会議等で積極的に保護者とのコミュニケーションを図り、情報共有に努める。
 - ② 家庭で子どもに小さな変化を見逃さないこと、パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の安全な利用について啓発に努める。
 - ③ 地域行事に積極的に参加したり、関係機関との連携を日常化し、校外での情報収集に努める。

3 SNS上のいじめ防止・対応

(1) SNS上のいじめ

パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をSNS上のWEBサイトの掲示板等へ書き込んだり、メールを送ったりする方法や、本人に無断で個人情報等を掲載するなどして、いじめを行うもの。

(2) 未然防止

インターネット環境の特性上、家庭と学校が緊密に連携・協力して指導を行う。

① 学校における情報モラルの指導

学校教育全体の中で、適宜指導する。その際に、以下の4点については重点事項として指導する。

ア 発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わること。

イ 匿名にして発信した情報でも、特定することができること。

ウ インターネットの情報には、有害なものや違法なもの事実はないものが含まれていること。

エ SNS上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害にあたり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童に対し具体的に理解させる。

② 家庭における指導の留意点

パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等を第一義的に管理するのは、保護者であることを念頭におき、PTA活動、学年懇談会や学年通信等で伝達・協力を要請するだけでなく、インターネットに関する利用上の注意についての的確に情報提供する。その際に、以下の4点について重点事項として指導する。

ア 携帯電話やスマートフォン等をもたせる必要性について十分親子で話合うこと。

イ 持たせる場合は、フィルタリングはもちろん危険から身を守るための利用上のルールづくりを行うこと。

ウ インターネットへのアクセスは、知らぬ間に個人情報流出しているなどのトラブルが発生することもあり得ることを認識すること。

エ SNS上のいじめは、命の危機に陥れるなどの深刻な影響を与えることを認識すること。

(3) 早期発見・早期対応

① SNS上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

② 画像等がSNS上へ広がった場合は、教育委員会へ報告・指示を受け、関係機関の協力を得る。

IV いじめに対する措置

1 いじめ対応の基本方針

(1) 即日対応

いじめの情報をつかんだ場合やその疑いや問題があった場合（生活実態アンケート、教育相談等含む）は、特定の教員で抱え込まず、学年主任に報告する。その上で、いじめが分かったときは、すぐに管理職に報告する。

(2) 組織としての対応

相談や訴えがあった場合には、関係児童から事情を聴き、学年間や生徒指導部会等で速やかに情報共有し、今後の対応について「いじめ対策委員会」で指導体制や指導方針を協議する。必要なときは、同日内にいじめ対策委員会の方針を決定し、対応する。【担任⇄学年主任⇄生徒指導主事⇄養護教諭⇄SC】必要に応じて、外部機関との連携を図る。

(3) 報告・連絡の徹底

担任等からの報告を受け、学年主任と生徒指導主事は連携し、聴き取り等の相談体制・指導内容の検討をする。必要に応じて全校体制をつくる。複数教員で正確に実態把握する。（当事者双方、周囲の児童からの聴取、記録）学年主任または生徒指導主事は、報告を受けた事案に応じて、管理職に報告し指導助言を仰ぎ、各部・各学年に指導・助言する。

- (4) 被害児童・情報提供者を守る
いじめられていると相談にきた児童やいじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないように時間と場所の配慮を行う。状況に応じて、被害児童といじめ情報を伝えた児童を守るため、登下校、休み時間、清掃、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- (5) 保護者への誠実な対応
IV(1)～(5)の対応については、教職員の共通理解、S C、保護者の協力、関係機関等との連携に努める。

2 いじめを発見した（通報があった）場合の緊急対応

- (1) 止める（被害児童・情報提供者を守る）
いじめを発見した教職員は、その時点でその場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に迅速に適切な初期対応（指導）を行う。
- (2) 報告
IV-1の基本方針に沿って、直ちに学級担任・学年主任・生徒指導主事（いじめ根絶委員会）に連絡し、すぐに管理職に報告する。
- (3) 事情聴取・事実確認・指導
いじめの行為を行うに至る経緯や心情を加害児童から聴取する。あわせて、周囲の児童や保護者など第三者からも情報を得て、正確に把握する。短時間で正確な情報把握に努めるため、複数の教職員で対応することを原則とする。管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。
- (4) 関係機関との連携
事実確認の結果、関係機関への通報が必要になった場合は、校長の指導のもと行う。
- (5) 保護者への誠実な対応
発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し事実関係を直接伝える。複数の教職員（学年主任、担任、生徒指導主事）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

3 いじめ（疑いや予見）の情報を得た場合の対応

- (1) 報告
IV-1の基本方針に従って行うこと。
- (2) 事実確認
被害児童・加害児童双方から事情を聴取する。場合によっては、周囲の児童や保護者など第三者からも情報を得て、正確に把握する。
- (3) 指導
被害児童に対しては、今のつらい気持ちや不安な気持ちに共感しながら心を落ち着かせる。加害児童へは、いじめた理由や気持ち、状況について十分に聴き取りを行い、その背景にも着目して指導する。
- (4) 保護者への対応
被害児童の保護者へは、その日のうちに家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。また、学校の指導方針を伝え今後の対応について話し合う。加害児童の保護者へは、正確な事実関係を説明する。

4 継続的な指導の必要性

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること。
(被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること。)
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

- (1) いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、機会を捉えて必要な指導を継続して行う。
- (2) 教育相談等で積極的に関わり、その後の状況について実態把握に努める。
- (3) いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わりその後の支援に努める。
- (4) いじめられた児童、いじめた児童双方にＳＣ等、関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- (5) いじめの発生を契機として、事例を検証し再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめを許さない学級・学年・学校づくりへの取り組みを強化する。

V 重大事態への対処

1 調査を要する重大事態

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
 - 自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合など
- (2) いじめにより児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合の相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (3) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 対応

- (1) 直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」を中核として対処し、再発防止も視点においた調査を実施する。その結果を委員会に報告する。
- (3) いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。